

昭和二十九年四月八日(木曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君

理事 淺香 忠雄君 理事 黒金 泰美君

理事 坊 秀男君 理事 山本 勝市君

理事 内藤 友明君 理事 久保田 鶴松君

理事 井上 良二君

大上 司君 大平 正芳君

尾関 義一君 小西 寅松君

島村 一郎君 武田 信之助君

吉米 地英俊君 野田 卯一君

藤枝 泉介君 堀川 恭平君

福田 繁芳君 本名 武君

小川 豊明君 佐々木 更三君

柴田 義男君 春日 一幸君

平岡 忠次郎君 山村 新治郎君

出席國務大臣

大蔵大臣 小笠原 三九郎君

國務大臣 塚田 十一郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 植木 庚子郎君

大蔵事務官 (主計局長) 森永 貞一郎君

大蔵事務官 (主税局長) 渡辺 喜久造君

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

四月八日

委員 宇都宮 徳馬君、小西 寅松君、福

田 起夫君及び山中 貞則君 辞任につ

き、その補欠として野田 卯一君、武

田 信之助君、尾関 義一君及び堀川 恭

平君が議長の名で委員に選任さ

れた。

本日の會議に付した事件

入場税法案(内閣提出第三〇号)

交付税及び譲与税配付金特別会計法

案(内閣提出第八五号)

○千葉委員長 これより會議を開きま

す。

入場税法案、交付税及び譲与税配付

金特別会計法案並びに入場税法案に対

する修正案を一括議題といたします。

質疑は通告順によつてこれを許しま

す。井上良二君。

○井上委員 最初大蔵大臣に伺うので

すが、大蔵大臣は先般私の質問に対し

て、すなわち入場税法案の修正案が自

由党から提出されるというお話だが、

このことについて知つておるかと言

うところ、まだ知らぬというお話で

ございました。昨日修正案が本委員会

に自由党及び日本自由党から共同提案

がされておりますが、この修正案につ

いて御相談を受けておりますか、それ

を伺いたい。

○小笠原國務大臣 この内容について

はよく承知いたしております。

○井上委員 昨日地方行政委員会にお

いて審議されました入場譲与税法案と

いうものがございまして、この入場譲与

税法案に対して修正案がやはり自由党

及び日本自由党から提出されていま

す、この修正案も御相談をされたので

あります。これを伺いたい。

○小笠原國務大臣 承知いたしており

ます。

○井上委員 そこでまずこの際明らか

にしたいのは、これは修正案に対

する質問を中心にしたのであります

が、この修正案を見ますと、政府原案

よりも入場税の税率について相当減収

が見込まれると思ひますが、提案

者の方においては政府原案との間に税

の減収は見込まれておるか、おらな

いのか、この点をまず明らかにしてい

ただきたいと思ひます。

○大平委員 今度の修正案による税収

の見込みでございまして、この税収の

見込みにつきましても、御承知のよう

にこれはあくまでも見積りでございます

して、いろいろの想定に基いて見積り

を立てておるわけでございまして、従

来も税の自然増収をめぐつていろいろ

の議論がかわされましたことは御承知

の通りでございます。今度の入場税の

見積りは事実上相当の困難が伴いま

す。その原因として考えられますのは、

従来地方税だつたものを今度国税

に移してとらうということ、従つて大蔵

当局におきましても、原案策定にあた

りまして、税収の見積りに相当の苦慮

を重ねられたようにわれ／＼は伺つて

おるのであります。そこへ持つて行

つてわれ／＼が相当大幅な税率の軽減と

いう修正案を打出したわけでございま

して、この収入につきましても、われ

われ同僚の間におきましても、収入増

または捕捉の増によりまして予定額だ

けとれるのだという説と、いやそうい

う大胆な想定はむずかしいという意見

とがあるわけでございます。従つて収

入の判定はやはり実績を見た上で判断

しないといけないと思ふのでございま

すが、政府当局の算定の基礎によりま

して計算いたしますと、私どもが伺

つていた数字は、われ／＼の修正案を

基礎にいたしまして百四十五億円見当

だらうといわれております。これに対

しまして先ほど私が申しましたよう

に、われ／＼同僚の間におきまして

も、もう少しとれるのだ、いやその程

度じゃないかという意見がある

わけでございまして。従つて、どうもこ

のまま施行いたしました地方財政の方

に支障を来すようなことがあつてはな

らないというので、入場譲与税法案の

方に修正案を加えて、地方にわた

ります金、すなわち百七十二億八千万

円までこの修正案による入場税の税収額

が満たない場合におきましては、一般

会計がこれを負担するという法律上の

義務を一般会計が負うことにならな

いまして、地方財政の運営に支障がない

ようにする措置をお願いいたしてあるわ

けでございます。従つて税の見積りは

事実上困難があるということ、これに

はわれ／＼の見方の相違がございま

して、的確にこの修正案によりまして

幾ら／＼の税収が上がるということを断

言的に申し上げる勇氣がないのでござ

います。これによりまして、地方の

財政運営が困るというふうなことがな

いように配慮することになつたとして

御了承をお願いしたいという所存でござ

います。

○井上委員 大蔵大臣に伺ひますが、

政府はこの修正案を示されて、かつこ

の修正案による歳入見積りに達しな

い場合は、一般会計から繰入れてもや

むを得ないという修正案を別個の委員

会に提出することを承知したというこ

とであります。政府はこの修正案を

見ましたときに、政府原案との間に

いてどれだけ税収減を見込まれます

か、それを明確にされたい。

○渡辺政府委員 私から、まず税収の

問題のようでございます。からちよつと

御答弁申し上げまして、あと大蔵大臣

に御答弁していただきたいと思ひま

す。今大平委員からお話がありました

ように、従来われ／＼が使つて参りま

した資料で、同時にそのまま税率を引

下げて計算して参りますと、百四十五

億程度の数字が出ます。ただこれは、

先日井上委員の御質問に私申し上げて

おいたことを繰返させていただきます

でございますが、ほかの税であります

と、国税として相当の実績を持つてお

りますので、われ／＼の見積りにつ

きまして相当自信のある見積りがで

きるわけでございまして、今度の入場

税の場合におきましては、新しく国で

徴収しよう、しかし地方税の見積りが

ある、これはその通りでございます

が、ただ地方税の見積りの基礎になつ

ておる数字につきましても、いろいろ

の批判もあるわけでございまして、た

とえば相当の把握漏れがあるのじやな

いか、こういうふうなお話があり、ま

たわれ／＼が事実調べてみましても、

そういうものが相当あるように見受けられます。その原因はいろいろあると思いますが、片方で税率を下げて大体その無理をなくすれば、政府の原案の税率ならば、百九十二億とれるではないか、こういう見解を一つつけたわけでございます。しかしその基礎として使っておりますのは、地方税の収収の基礎になつておる数字でもございませう。結局それもとれませんか、いさゝか、いろいろものを元にしまして一応われ／＼としてはできるだけ正確を期したのでございませうが、これに對して違つた見方があるというふうな結果もあるわけございまして、結局結果的に見ましてどういふことになりましかうかといふことにまかせんと、われわれの出している数字がどういふ結果になるかといふことも実はわかりかねるわけございませう。その意味におきまして、入場税の歳入見積りというものには他の税の歳入見積りとは違つた性格のものがあつて、従つてこれに對しての批判も相当あり得るというところを御了承願ひたいと思ひます。従いまして、今度の案でどのくらい歳入見積りの百九十二億から減るかというふうな議論になりましても、われ／＼の方としても何ともはつきりした見通しはつきかねる、要するにただ従来の数字をそのまま使えば、先ほど申し上げたような次第であるといふことで御了承願ひたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 税収については、ただいま主税局長が申し上げた通りであります。それは同時に、もつと税が減ると入場者もうんとふえるのだ、従つてそう減収も見ないであらうとい

うような御意見も相当あるわけでありませう。これは實際どうかが正しいか、今の主税局長が基礎としておる数字をそのままに減しますればちよつと百四十億になりませうが、これは税収が減ると入場者もふえるといふことも事實でありませう。そういうこともありませうし、また景気、不景気に左右されましから、實際はどうなるかはつきりいたしません。が、まあ一部の方は私どもに、これは百九十二億くらいならありますよといふことを言われる方もあつて、実は正直に私は申し上げるが、どうもこの税収の見積り額ははつきりいたしません。従いまして、それがはつきりいたしたときにいろいろな措置をとる、こう申すはかはないと思ひます。

○井上委員 政府原案による税収の見積りは、現在地方税として徴収しております入場税の課税標準に基く、自治庁が持つております数字を基礎としておるというところが、政府から出されたこの資料で明らかでございます。政府は、自治庁が持つております入場税の税収を大体基礎にして、政府原案の税収といふものをはきき出されておるの、従つてただいまの御説明からわれわれがさらに聞かなければならぬのは、昨日自治庁次長の鈴木さんは、地方行政委員会において、もしたまたま提案されておりますこの修正案による税収を算定いたします場合は、正確なことは申されませんが、大体六十億の減収になるというところを答弁されております。自治庁長官はこの鈴木氏の答弁に對してどうお考えになつておるのでしょうか。鈴木氏の答弁は間違つておると思ひますか、それとも

ただいまの主税局長の答弁が正しいとお考えになりますか。同じ政府であつて、どうしてそんなに数字が違うのですか、自治庁長官に伺ひたい。

○堀田國務大臣 入場税が地方税でありますときは、私どもの判断も何であつて、国税になりまして以上は、もちろん国で御徴収になり、国で徴収の見込みをお立てになるのであります。が、参考として私どもが見た場合にどういふ感じがするかといふことをお尋ねであるならば、昨日次長が申し上げましたように、私も今度の政府案で年間を通じて二百十九億という計算の基礎に立つて判断をいたしますと、委員会の御修正にならうとしていた案では、年間を通じて六十七億は減収するであらうといふ大體の見通しでございます。さういふように申し上げたはずであります。

○井上委員 そうなりますと、これは非常に重要な問題でございます。これはただちに譲与特別会計に入りまして、地方の財源に見当てられる大體な税収であります。その税収が政府の見込み税収と自治庁が見込む税収との上において相当の開きがある。また提案者みずからにおいてはまったくその見込みは見当がつかない、つまり年度の経過を見てみないと、どれだけの赤字がここに出るかかわらないといふことです。さういふような不確定なことに、地方の重要な財源の一つとなつて参りますものを置いておいていいとお考えになりますか。予算的に、あるいはまた税収確保の上において、さういふべらばうな、ずさんなことが一体許されるのですか。そこで自治庁が申します、従来地方税として徴収いた

しておりました算定基礎による税収と、国税に移管した場合の修正案による税収といふものと、数字の上で両者の意見がはつきり違つております。これはこの法案を審議する上において、かつこれが予算的に、あるいはまた地方財政計画の上で非常に重要な關係を持つて来るのです。さういふことを考えます場合、いわゆる税収源の算定の基礎を、政府原案の場合には一体どういふ算定の基礎に立つておる、また改正案においてはさういふ基礎である、たとえば入場料金が段階別に定められており、税率も段階別に違つておりますが、第一種の映画演劇等において、五十円未満の該当の館が全国にこれだけあつて、年間の入場料はこれだけである、それに対しての課税率はさうなつて行くといふ政府案と修正案とにおける税収算定の基礎を具体的に示してもらひませんと、この法案の審議の上で非常になやつかいであると思ひます。自治庁の従来経験される算定の数字と、国税移管後における数字の上において食い違ひが出ており、しかも修正案においてさらに大きく開いて来ておる。この現実に立つて、そんな不確実な抽象的な答弁でこの法案を審議するわけには参りません。委員長はこの事の重大性にかんがみまして、資料提出まで暫時休憩せられんことを私は要求いたします。さうしなければ問題の審議は進みません。さういふ資料が提出できるかどうか伺ひたい。

○渡辺政府委員 井上委員の御質問に、われ／＼の算定の基礎に自治庁の過去の実績を使つておるのではないかとのお話がありました。が、それは先ほど申しましたように、われ／＼

としては過去における自治庁——自治庁といひますか、地方税として徴収されて来た入場税の数字を使うことはどうも適當ではないといふことで、これは使つておりません。おそらく井上委員が御指摘になりましたのは、過般われわれの方で、現状のように入場税をとつた場合と、人口割で配付した場合とにおいて、各府県でどの程度の増減があるかといふことについての資料を提出せよといふ御要求でこれは提出いたしました。そのことであらうと思ひます。しかしそれは今申しました過去において現実に徴収されていた各府県の税収の額それから百九十二億徴収され、百七十三億人口割で配付されたときの数字といふわけでありまして、百七十三億、あるいは百九十二億の基礎になるものとして、過去の地方税の実績をとつたわけではございませぬので、これは御了承願ひたい。

それからその次の問題といたしまして、それでは一応過去の数字をどういふふうにして計算したか、今度の自治庁とわれ／＼の方の食い違ひはどうか。これは大體結論的には話がわかつておりますがどういふふうにして計算したかといふことについて申し上げますと、われ／＼の方でつくりました過去の数字は映画が全体全体の税収入の八割を占めておりますので、これを中心にして計算をいたしました。が、映画の配給収入といふものが一応推定できませう。この配給収入から逆算いたしまして、一応の料金収入といふものを推定いたしました。これを今度は各段階別にわけて見ます。各段階別にわけるとつきましては、一応大都市とか中都市、小都市、郡部といったような推定サン

説明しますが、大体これが八割を占めておりますので、一応映画館を中心にして御説明したいと思っております。今度税率が下りました場合におきまして、これはわれ／＼は全体としてその計算の基礎にしているわけでございますが、税率が下った場合に二つの可能性が考えられます。税率が下つても映画料金が下らぬ。それは最初は下りますが、あるいはまた元へもどる、こういうことも考えられます。それから下る場合がある。しかし下らなければもちろん映画に使われる税込みの金額というものは従来と同じわけでありまして。それから下った場合におきまして——これは昨年酒の場合にわれ／＼同じような考え方をしたわけでございますが、税率が下りまして、大体映画に使われる金はおそらくそのまま持続するのではない

全体が六百九億二千七百万円で、税額で百三十七億二千八百万円であります。自治庁とわれ／＼の方の計算は、これは自治庁の方とわれ／＼の方と実はまだほんとうに議論して打合せをしておりますので、そこに多少の誤差が出て来ると思いますが、主たる原因を考えてみますと、今われ／＼の方で想定の中に入れております映画の料金が下つた場合におきましても、映画に使われる金は大体同じ程度支出して行くのではないだろうか、こういう想定を自治庁は入れていない。税込みの映画料金が下れば、それだけ映画に使われる金は減る、そういう前提のもとに立つて計算をしておるように見受けられます。従いましてそこに誤差が出て来るというのは、おそらくそういう原因によるわけでありまして、われ／＼

ういふところにその税の脱税をさしている原因があると考えられているか、これを明確にされたいが、なおわれわれが、従来とつておりました入場税の算出の内容をいろ／＼な面から検討いたしてみますと、あなたの申ししておりますとは非常に違うのであります。課税標準額に更正比率をかけまして、そこで更正課税標準額を出し、さらにそれに税率をかけたものが税額として出る、こういう一つの税徴収の基準算法によつてやりますと、つまり一〇％かかります五十円以下の場合には九億八千六百万円になり、さらに二〇％の場合になつて参りますと、これが五十一億四千七百万円、さらに三〇％の場合で、四十億八百万円、四割の場合で十九億七千万円、五〇％の場合で四億三千八百万円、合計いたしました百

のです。一体どういうわけでかくのごとき修正案に政府は同意したのか。提案者側においても、また政府の考え方においても、年間を通して三、四十億ぐらいの収入減があります場合ならば、ことさら譲与税法において一般会計から繰入れるという修正をしなくともいいじやありませんか。それをやらなければならぬというのは、この税収がいかにその根拠において薄弱であるかということを書き添えておるじやありませんか。そう大蔵大臣はお考えになりませんか。

○小笠原国務大臣　先ほども申したごとく、この税収がどれだけあるかということは、実際のいろ／＼算定上むずかしいのでありまして、私どもは必ずしも政府が予定しておるほど入つて来ないというふうにも考えておりません。

字が出るということをお前提にして一般会計からこの赤字を穴埋めして特別会計に繰入れる、こういうのですが、一体一般会計のどこから穴埋めしようというのですか。

○小笠原国務大臣　これは、この税収がはつきりとそれだけ入つて来ないということがきまつてからの問題になるので、現在一般会計の問題として、あるいは予算措置として考える問題ではないと私は思いますが、先ほど申したと通り、実際どれくらい税収があるかということは非常にむずかしい、今までの入場税徴収状況等から見れば、これくらい行けるのではないかという少し楽観的な見方もされるのであります。

従いまして、結果がどうなるかということで、そのときは考えたい。それで地方の方の地方税の関係がご困りだ

○井上委員 一体配分するからの計算によりまして、政府原案から申し出すならば、こゝで四十数億の赤字が出る。それから自治庁の計算によると約七十億に近い赤字が出る。そういう赤字が出るということを前提にして一般会計からこの赤字を穴埋めして特別会計に繰入れる、こういうのですが、一体一般会計のどこから穴埋めしようというのですか。

○小笠原国務大臣 これは、この税収がはつきりとそれだけ入つて来ないということがきまつてからの問題になるので、現在一般会計の問題として、あるいは予算措置として考える問題ではないと私は思いますが、先ほど申したと通り、実際どれくらい税収があるかということは非常にむずかしい、今までの入場税徴収状況等から見れば、これぐらい行けるのではないかという少し楽観的な見方もされるのであります。従いまして、結果がどうなるかということで、そのときは考えたい。それで地方の方の地方税の関係がご困りだ

から、その方のために、今申し上げたように、国の方へ入れる一割の分は、それが入つて来ない場合には差控えておこう、もしそれでも足らぬときには、今の特別会計の方で一割借りることにやつておるから、その運用によつてやつて参る、どうすれば實際問題としては、現実とそれだけ入つて来るかということが確定したときに、あとで財政措置をとつたらいのではありませんか、こう考へておるわけでありませう。

○井上委員 この修正案によりますと、政府原案の百九十二億、すなわち地方に渡します金額に達しない場合には、一般会計から繰入れるということになります。だから、これは会計年度末まで待たなければわからぬということになります。一体地方の財政計画はどうなりますか。かりに自治庁の従来の経験からはじき出した数字六十七億が正しいと考へて、これを各府県別に割つてみますと、一県当たりが一億三千万円になる。一億三千万円もの赤字が予想されるような配付税をきめておいて、それで地方の財政計画は立つとお考へになりますか。こういうべらぼうなことが一体あり得るのですか。また自治庁長官は、そういう不確実な状態において地方の財政計画を責任を持つて進めることができますか、これを伺いたい。

○小笠原国務大臣 地方財政については迷惑をかけないというように先ほど申し上げましたが、なおこまかい手続の問題については主計局長からお答えいたします。

○森永政府委員 昨日地方行政委員会に提案になりました譲与税法案の趣旨でございますが、税収入は、先ほどか

らお話がございましたように的確な見通しが立ちたいのでございませうけれども、万一不足を生じた場合には、初年度に限つて譲与税の全額は百七十二億八千万円とする。そしてそれとの差額は一般会計の負担とするということを書いてあるわけでございます。これは地方財政に、二十九年度分の譲与税として欠陥を生じないようにという趣旨であることは申すまでもないわけでございます。しかばその穴埋めの措置としてどういふことが考へられるか、これは大蔵大臣からもお話がございましたように、まずそれに充てられるものは一般会計がいたくことになつております。一割、約十九億があるわけでございます。この分は、収入の状況によつて、不足を生ずるような状況のありました場合には一般会計が遠慮しよう、それで十九億の分は埋まるわけでございます。それから、さらに不足する場合にどうするか、これは結局は一般会計が負担をするわけでございます。後日この特別会計に繰入れをいたすわけでございますが、その予算措置は二十九年度の決算確定後、ないしは年度が相当経過いたしました上、入場税収入の推移を十分見きわめまして、できるだけ早い時期にやるといふことになるわけでございます。従いまして昭和三十年度の予算になる可能性があるわけでございますが、その間の金繰りにつきましては、この特別会計に規定がございまして、二十億の限度におきまして一時借入金ができることになつておりますので、その借入金金の規定を活用することによりまして、年度内におきましても地方財政の円滑なる実施に遺憾のないよう極力努力をする、さような考へ方でのこの修正案の趣旨はできておると思ふのであります。

○塚田国務大臣 私としては、もちろんこれは自信がなくては困るのであります。一応、入場譲与税法案に対する国会側のお考へになつておる修正案で行くならば、二十九年度の措置はできる、今までの政府原案におきまして、二十九年度は百七十二億八千万円という総額が予定されておるだけでございます。それ以上あつても二十九年度の収入にはならぬわけでありませう。総額において百七十二億八千万円が確保されるということ、それがそれ／＼の必要な時期において地方団体にいくということと二点あると思うわけでありませう。そこで、必要な時期には多少ずれがありますが、この入場譲与税法案に対する修正案では七月、十月、一月、三月において出すということであり、それからたまたま大蔵大臣並びに主計局長からの説明でも、国が留保する予定になつておつた十分の一の部分も徴収のぐあいによつては政令の定めるところによつてこれを地方に出す、さらに足りない場合には借入金で措置をするということになりますから、おそらくこの七、十、一、三の四回にわけられる分は、大体百七十二億というものを頭に置いた四分の一が標準になつて出て来ると思へられますので、私としては、二十九年度の措置は、入場譲与税法案の修正案の行き方からいたしますならば何とかやつて行ける、こういう考へを持つておるわけでありませう。

○井上委員 そうしますと、地方の財政計画というものは、政府原案の大体百九十二億を中心にして策定をいたしてお立てになりますか。そうでない、実際のところ地方はやはり年間の財政計画を立ててになりますから、それに基く財源を確保されるということ、それが前提条件になります。その財源がやぶやぶでは困るところにわれわれは疑問を持っていますから、あなたとしては、政府原案である百九十二億が大体予定通り入つて行くではないかということを前提にしておりますか。そこに問題がある。それはどちらですか。

○塚田国務大臣 二十九年度の入場譲与税による地方財政の収入は百九十二億の十分の九、百七十二億八千万円というものが財政計画の上で収入になつておりますから、この総額が確保されるならば、地方財政は当初の考へ方通りに運行できる、こういうことになつております。

○井上委員 そうなりますと、一方自治庁では百七十二億を年間の地方財政計画として策定をするということですが、実際の徴収というものはそれに伴わないことが明らかになつて来ておる。そこで問題は、その足らぬ分を一般会計から一番最後の三月から三月に繰入れることになるか、あるいはまた借入金でまかなうかということになります。この場合一般会計から繰入れるというものは、一般予算から繰入れる分であらうと思ひますが、一般予算のどの部分から繰入れようとするのですか。

○森永政府委員 一般会計から繰入れる時期がいつになるかという問題は、今後の推移いかんにかかわるわけでありまして、その時期は多分に昭和三十

年度になる可能性が多いと思ふのでございまして、そのために借入金の規定を活用するというのを申し上げたわけでございますが、その問題は別として、一般会計からこの特別会計に繰入れるということにいたします場合には、そのための特別の予算措置が必要であることは当然でございます。

○井上委員 そこが一番大切であらうと思ひますが、問題は、一般会計から繰入れるということになつており、さらにこれから行きますと、これは当然並行審議しております特別会計に入金でありませうが、特別会計にはそういう規定はどこにもありません。これは修正をするつもりですか。

○森永政府委員 昨日地方行政委員会に提出されました入場譲与税法案の修正の趣旨に即応した何らかの意味の修正規定を当然考へになつておられることだと思ふ。そういう筋合いと考へております。

○井上委員 問題は非常に片ちんばのものでありまして、現実には予算はすでに成立しております。その予算をどうやられようというのです。政府は別に補正予算を出しになりますか、それとも予備金や何かで支出しようというのですか。具体的にどうしようというのです。

○小笠原国務大臣 本年度は補正予算を組まないという考へ方を持つております。ただ今お話のように一般会計でやりまして、地方の方には一切御迷惑をかけないという措置をとります。そして地方の財源百七十二億八千万円を、支払うべき七、十、一、三月に支払うことは当然でありまして……。

(発言する者あり)

○千葉委員長 静肅に願います。

○小笠原国務大臣 これに対して、今申し上げた通り中央が受けるべき十九億何がしの一般会計の分をそれに繰りまわしたり、あるいはまたさらに配付特別会計でしたか、その特別会計の一時借入金でまかなつて行く、しかも金額が確定してはつきりと三月末にすれば、これは来年度の予算では予算措置をとらなければならぬ、あるいはその前にも予算措置をとる必要が起つて参りますれば、これは予算措置をとらなければならぬと考へておりますが、私どもの今の見通しでは、それほど必要はないように見通しておるのであります。

○井上委員 現実にあな自身自身の所管においても、四十数億の減収になるといふことが明らかにされてゐる。自治庁はその後さらに上まわつたことを答弁されてゐる。そうすると、それは当然一般会計から補給をせなければならぬといふことになりましよう。現にあなはそこにおいでになりますか、織物消費税をどうしようというのです。繊維消費税は審議未了の形に進んでゐる。これが八十五億、さらにこの入場税において少くともやはり六、七十億の赤字が出る、そこへ持つて来て予算成立に伴つて三党修正によつて一般会計から五十億がすでに流用されておる、そうすると、予備金はたしか百三十億ぐらいで、一体予算をどうするので。現実には予算の執行はできなくなるではありませんか。そういうことになつて、政府が平気で修正に應じて修正に乗つたというの、一体どういふことです。そういうばかことがあ

りますか。あなた自身が補正はしないと言ふなら、予算はすでに成立して今日、一体どうしようというのですか。私はもつとこまかく質問するといふのですが、時間がないのですからあまりこまかく申しませんけれども、そもそもあなた自身の出でおります与党から政府原案に対して、最初は強調しておきながら途中でこれを修正をし、しかも大きな減収を生じ、一方これと相見合はなければならぬところの繊維消費税は審議未了の形になつておる。かくのごとく予算執行に重大な支障を来す問題が、あなたみずからの与党から提案されております。一体これは、あなたは政治的責任をどう考へておられますか。問題はあなたの政治的な生命にかかつてゐるのです。今度の税制改正案においてあなたの大きな主張として、いわゆるぜいたく品には課税をするという御主張が踏みにじられ、一方地方の偏在をした入場税を国税に移すしようとするには大きな修正が加えられ、さらに遊興飲食税はみずからやろうとしてもやれない、これはみなあなたの方の所屬してゐる自由党の提案によつてやられておるのです。これはあなたみずから、一体政治的にどう考へておられますか。あなたに対する不信任ではありませんか。その政治的責任をあなたはどうか考へておられますか。これは大蔵大臣としては相当重要な問題であらうと私は思ふ。ましてや予算的にどうにもできないものを一般会計から補填をするなんというところは、大蔵当局としてはまづたく忍びがたきを忍んでこれに應じておるやうな形ではありませんか。こんな修正に應ずる一体何の政治的な立場があります

か。私は国会を侮辱するものはなほだしいと思つてゐる。予算が成立して、もうどうにもこうにもならぬやうになつておるのに、予算を修正してもかまわぬがごとき修正案を与党から出すといふのは、一体何といふことですか。そういううべらばやうなことが国政審議の上において通りますか。そういうことでは大義名分は通りませんよ。これに対してあなたは一体どう考へておられますか。明確に御答弁願ひたい。

○小笠原国務大臣 入場税がどれだけ入つて来るかといふことは、先ほども申しした通り明確にはわからない。従つて必ずしも政府の予定しておる額だけ入つて来ないといふことを断言してはいない。あなたのように、最初からこれだけしか入つて来ないんだときめてかかるのは違ふ。幾ら入る、一応そういうふうには……(発言する者多し)発言中です。私は一応そういうふうには推定するけれども、正確なものが入つて来なければならぬといふことを繰返して言つておるのである。従つて、たとえば地方に対してはそういう措置をするから、地方には何れも財政的な不自由はないようにいたして行く、もしまた、それでもなお確定して金額が不足する場合に、一般会計で処置する、こういうことを言つておるのであつて、これは確定した後にするのは当然のことである。あなた方がおつしやる繊維税の問題は、ぜいたく品に今日課税することは国民みな望むところであるから、これは通るものと私も考へておる。またそういう仮定の上に立つてのいろいろの議論はすべて避けた、私はかように考へておるのでありまして、これはあなたの方と多少信ずる

ところが違ふから、やむを得ず見解の差が出て来ると存じます。

○井上委員 大蔵大臣、聞き捨てならぬことを言うのです。現実にはこの修正案によつて大きな税収減を来すといふことは明確にされてゐる。しかもその明確にされたことは、来してないといふところ、ないならば何ゆゑに一体自由党からかくのごとき修正案を出すのです。何で出すのです。何で自由党がさうな修正案を出すのです。二出してもいいじゃないか「自由党と社会党と違ふぞ」と呼び、その他発言する者多し。

○千葉委員長 静肅に願ひます。

○井上委員 日本自由党において昨日地方行政委員会に提案をしたこの修正案は、みずからここへ出て来ておる。修正案によつて税収減を来すといふ前提に立つて、この修正案を出されてゐる。税収減がなければ、かくのごとき修正案を出す必要はないのです。みずからさういふことをしておいて、それからまた税収減はないといふならば、かくのごとき修正をする必要もない。また大蔵大臣みずから地方財政計画に何ら不安を与えず、必要なものは必ず確保することは当然であり、また確保するために、確保するだけに必要な予算的法的処置を要する。その予算的法的処置は、正規の法的根拠に立たず、あなたの一りようけんによつてやれるものじやありません。予算はあなたの一りようけんではどうにもならぬのです。国会の承認を得なければならぬ。どういふところか。それをあなたは一体どういふところか。あなた個人の個人的感覚や才能によつて国の予算はどうにもならぬのです。少くとも

かくのごとき修正案によつて予算がかつて参ります場合は、当然補正予算を出さなければならぬ。その補正予算も出さぬといふんじやありませんか。しからば一体どこからこの穴埋めをしようといふのです。どこから穴埋めをするのです。それを具体的にひとつ御説明を願ひたい。

○小笠原国務大臣 先ほども申し上げた通り、この入場税がどれだけ収入があるかといふことは、正確にとつてみなければはつきりいたしません。従いましていただいたところ、一応元のままの推定ではさういふふうになるから、従つて私どもとしては、地方の財源その他に不自由があつてはいかぬから、その措置はとりまします。しかしながらいよいよ、たとえば、これも三月、九月でしたか、あるいは七月、十月、一月とやつてみて、なお入場税の収入状況等をいろいろ見た場合、これでは非常に不足しそうだといふときに、さういつた補正予算等を組まなければならぬかも知れませんが、現在のところ私どもは、これくらいの収入があるのじやないかといふふうにも見られておりますので、従つて地方に対する措置をとつて参れば、本年度で補正予算を組むといふことをやらなければならぬといふやうな状態ではない。かように考へておる次第であります。もしそのほかにもいろいろ組まなければならぬやうな事情が発生すれば、これは別であります。入場税だけの問題についていへば、さういふふうには考へております。○井上委員 大蔵大臣は、盛んに入場税の税収については経過を見なければならぬといふやうな言ひをする。あなたとしてはさういふ

よりしようがなからう。しからば伺います。一体政府の原案は何を根拠にして百九十二億をはき出しておるのであります。少くとも国会の承認を経て国民から税金をとる場合、どれだけの額をわからぬというふうな想定のもとに一体原案の審議ができますか。少くともこれとこれとすればこうなる、だからこれだけの税収は確実に見込まれるという根拠に立たずして、一体税の予算が組めますか。とれるかとれぬかわからぬ、やつてみなければわからぬ。そんなべらぼうな話がありますか。政府原案はそういうのでたらの根拠に立つてやつておるのであります。少くともなかつたら、あなたの今の答弁は穩当を欠きます。少くとも経過を見てみなければわからぬというふうな答弁をされて、どうして一体政府の原案は信用されますか。少くともわれ／＼は、政府原案を信用性をもつて、確実性をもつて審議して来たつもりである。そういういいかげんな、でたらめなことで提出されておるとは私は思わない。それにあなみから大蔵大臣としてどうなるかわからぬ、結果を見なければわからぬと言つておつて、一体予算が成り立つと思いませんか。そんな無責任な答弁はしないと思ひます。一体どうお考えになりますか。

○小笠原国務大臣 私はそういうことを言つてない。あなたは前から記憶を呼び起していただければすぐわかる。私の言つておることは、一応今までの案で、今までの根拠になつておる数字からこの税率をかえることによる税を割出して見ると、それは百四十五億になる、一応の推定だ。しかしながら税が

下つて来るために入場者等がふえて来るから、今まで多少漏れておつたもので税収入のあるものもあろう、地方にある場合と国税になる場合と多少差が出て来るかもしれないが、そういうことで、こまかい数字がわからないという意味を申し上げておる。従つてあなたが言われる補正予算を組むかどうかというところについて御答弁申し上げておるのである。これが税収が正確であるからといふことで何もでたらめを言つておるのじやない。それがはつきりしたときに補正予算を組むか組まぬかといふことを申し上げておるので、このことを私は繰返して申し上げておるのであるから、おわかり願ふることと思ひます。

○千葉委員長 春日一幸君。

○春日委員 ただいまの井上委員の質問に対する御答弁に関連をいたしまして、次の二つの事柄が新しく問題となつて提起されると思ひます。

その一つは、自治庁の計算によりまして、自由党の修正案によつて六十七億八千万円の税収欠陥を来すという計算を立つておるのであります。大蔵当局の計算によりまして、これが四十億といふことであるのであります。

が、そういうような税収欠陥がありまして、二十億の借入れあるいは一割の一般会計の繰入の繰退、こういうふうなものをもつて補填をして、なおかつ足らざる場合においては特別の財政措置を講ずるとの趣であります。そういういたしますと、入場税法案そのものの骨子をなすものは、まずその九割を地方に還元をして、貧富の県の財政の均衡をはかるとともに一割を国庫にとつて

おくといふこの体系そのものがくずれて行くのではないと思ひます。あるいはその十割、十一割以上のものを入場税によつて国がとつたものを還元しなければ、この譲与税に規定してあります財源を満たすことができないような結果になつて来るのであつて、そもそも入場税は九割は地方にまどし、一割は国がとるといふことがこの法律の中に明確に示してあります。ところがこれが十割、十一割十二割も出さなければならぬといふことになつたといひます。ならば、譲与税法案と入場税法案との関連において重大なる問題があるが、これに対して大蔵大臣はどういうふうにお考えになつておるか。

○小笠原国務大臣 先ほど自治庁と大蔵省の方の調へについて、御意見が出ましたが、自治庁の方は大体一年分二百十九億と言つておるのであつて、大蔵省の方では、これを十一箇月分見ておるといふところに差があるものであります。六十七億という結果が大蔵省に出て来ないことは、私は説明せぬでもおわかりのことと思ひます。

それから入場税のものが九割を地方へ還元し、一割を一般会計へ繰入れ、こういうふうな数字が違つて来る。そういう本質と違ふじやないか。それは今申し上げた通り、この数字といふものが、一応そう言ひますけれども、なお相当増収を見込まれるという御意見もありまして、私どもはその増収がないといふことを言ひ切れないのです。それはあなたも知つておられる通り、たしかに税金が安くなれば入場者はふえる。酒の税金なども、下げた

ときに非常に酒の需要者がふえた。タバコでも値下げしたあとは需要者が非常にふえた。こういうこともあるので、税収は意外に多くなるかも知れぬという期待を若干持てないでもないと思ひます。私どもはやはり本来の入場税の筋はあくまで通すべきであると考えております。

○春日委員 譲与税法案の中に九割を地方へ還元をして一割を国庫に収納する、このことが法案の中に明記をしてあるわけでありまして。しかしながらただいまの御説明によりまして、あるいはとれるかといふ確信が持てない。とれない場合には、十九億何千万円かの国庫収納金を繰退する。このことがすでに前提になつておる。これで足りないときは二十億圓を限度とする一般会計の借入金もあらかじめ想定をしておる。そうだといたしますれば、九割を地方に還元して一割を国庫に収納するといふこの譲与税法案における条文は、そこに若干の含み、あるいはこれをその情勢によつて変更することができるといふような何らかの条文の上に措置を講じて行かなければならぬのではないかと思ひます。

それがらもう一つお伺いをいたしたいことは、今度税率がひどく下るわけでありまして。そこで別の面からの御答弁によりまして、大臣はなおかつ増収を期せられる。従つて同じような税収入が期待できるかもしれない、こういうふうなことを言つておられる。ただ何となくそういうふうに樂觀的に期待

をされておる。ところが大臣の樂觀的な期待たるや、これは末端の税務署に参りますと、必ずしも単なる樂觀的な期待で済まされるものではありません。大臣が税率が下つてもこれだけの収入があるものと期待をしておるといふこの考え方は、末端における徴税執行において、映画館その他に対するきびしい苛徴請求の形になつて現われるようなことがありはしないか。このことを最もおそれるべきであります。特にわれ／＼が指摘しなければならぬことは、自然増収といふことは、入場税においてはなおのづから限度、限界があるでございましょう。酒とかタバコは、消費の増大によつて相当にこの税収入が増大する場合もあるものであります。ところが、映画館とか何とかといったものは、一定の固定の建物を対象としての収入でありますから、おのづから収容人員については大抵の限度があるものであります。従ひまして、本年度においてこのたいへんな減税をしたが、なおかつそこに多くの観客を誘致することによつて大増収をはかり得るという推算は、断じて成り立ち得ない。そこで私は、映画館とか興行主を対象としてこれだけの税金をぶつけて行くといふ結果にならざるを得ないと思ひます。この点について塚田長官はどういうふうな考え方をもちになつておるのであるか。この機会に塚田さんからも御意見を伺つておきたい。それから制度の問題としては、渡辺さんからも御答弁を願ひたいのであります。

○小笠原国務大臣 私からもお答えいたしておきますが、あなたは私の言つた言葉に大の字をつけられるから非常

○小笠原国務大臣 私ちよつと言葉を

補つておきます。そのためのみというのみが抜けたのでありまして、この点は申し上げておかなければならぬと思ひます。

○春日委員 それでは今後抜かさないうちに願ひたいと思ひます。(笑聲)そこで私はあなたに申し述べたいことは、あなたはここにおつて調整されておるが、この調整のしつばなしなら、私はそれでもなおかつ多少の筋の通らないことはないと思ふ。ところが今度に入場税の国税移管によりまして、たとへば大阪とか東京とかの富裕県から金を相当額取上げられてしまふ。だからその減収を満たすため、その額だけをこのタバコ消費税によつて再びここにその増収が期し得る措置が行われようとしてゐる。これは一体どうしたことでございましょうか。これは簡単に申しておきますならば、東京並びに大阪の右のポケットから五十一億何千万円という金を政府が入場税国管によつてひつぱり出して、そうして同じ左のポケットへこのタバコ消費税五十一億というものをに入れてやる、一体こんなことは悪童の悪ふざけと同じではございせんか。私は申し上げたいことは、あなた方がほんとうに地方財政の貧富の不均衡を調整したいというのならば、このはげしい民論に抗して入場税を国管にするというようなあざとい措置をおとりにならなくても、入場税というようなものは現行と何ら関係なく、ただこのタバコ消費税八十何億の調整だけで十分にその措置は講じ得る、その目的は達し得ると思ふのであります。これに対してその措置をあえて講ずることなく、二段、三段のこの複雑怪奇な措置を講ぜられたことに

ついては、何らか特別の理由がなければならぬと思ふのであります。われわれが納得するに足るその理由をこの機会に御説明を願ひたいと思ふのであります。

○小笠原国務大臣 私から簡単に説明して、足らざるところをまた別に政府委員から申し上げさせたいと思ひます。

今度いわゆる平衡交付金というものをかえまして、交付税及び譲与税配付金特別会計をつくりました關係上、今の地方財源の偏在調整という意味も含まれて、タバコなどのこともいろいろ考えられたのであります。のみならず、一般会計からこういうものに入れることではつきりと財源を与えるという意味が出ておるのでございまして、私も別は別に今おつしやつたような悪い意味を持つてやつたものではない、これで一番正しく持つて参るのだと考えておるのでございします。なおこまかいことは政府委員から申し上げます。ことにいたします。

○春日委員 塚田大臣からもひとつ御答弁願ひたい。連帯責任において、大蔵大臣の分もこれから質問いたしますから……

○塚田国務大臣 私から補足してお答え申し上げます。実は今春日委員は、右のポケットからとつて左のポケットへというように巧みな比喩で御説明になつたのでありますけれども、実は右にも左にもポケットが一つしかないのだと、そういうことになるのであります。ところが右にポケットが幾つもある、左にポケットが幾つもあるということになると、どれからとつて来るかという

ことがもう一つその場合に問題になるわけでありまして、あるものはとつて、そうして再配分する過程において、今度わけて行くというところに問題が伏在しておると思ふ。そこでもしも入場税を国に上げないという場合には、入場税が地方にあるだけ偏在の度がずつと出て参ります。この偏在というものを頭に置いて、ただこつちからプラスするものだけでこれをならして行くということになると、非常にくさん持つて行かなければ偏在が是正できないのであります。もちろん国民負担がまだ幾らでもできるという状態であれば、よけいという形でのようにも偏在は是正はできるのであります。が、国民負担はそうできないということになると、地方に偏在しておるものは一応国にとつて来る、それでもまだ偏在は残るわけでありまして、その残つたものを、このとつたものとプラスのものをやることによつて、つまり入場税を九割返すことと、タバコ消費税の何がしかをやることによつて、最も低い費用でもつて調整をなるべく最大限にしようというふうがあるわけでありまして、やはり一方からとつて一方からやるのでは同じではないかというように行かないのが、この措置になつた理由であります。

○春日委員 それは塚田大臣の御答弁といたしましてはまことに詭弁でありまして、何ら私を納得せしめる要素はないのでございします。私も国会にまかり出ますまでは地方議会にありまして、ために辛酸を積んで参りましたので、地方財政のあり方はほほ私は通曉いたしておると思ふのであります。それで私はあなたに重ねてお伺ひ

たしたいことは、たとえばこれで貧困県に相当の額が増配されることがあるでありまして、しかしこれは増配される分だけは地方交付税法においてそれだけ減らされる、すなわちそれは貧困県が除外されるといつたところから、地方交付税の中において調節されるのだから、それは實際的な役割をもたらすものではない。しこうして今度奪われまふ富裕県であります。これも相当額奪われまふ。ところが現実にはその相当額だけタバコ消費税で今度は増配になつて参ります。結果は何に増収が来るというものでなく、今度の入場譲与税によりまして何がしかの増収はあるのであります。中央からの交付はあるのであります。同時にそれは地方交付税法において、それだけ結局平衡交付金において減らされて行く。富裕県の方は、これは現実には相当の減収を来すのではあるが、同時にタバコ消費税において相当額だけの増収を来して来るのである。何も変化はない。そこを私どもは主張いたしておるのであります。そういうような経緯にかんがみまして、私どもの主張いたしますことは、結局そういう結果になるならば、こんな入場税なんかはタツチしないで、タバコ消費税だけで同一の効果が上がる措置が講じ得るのでないか、このことをあなたにお伺ひいたしておるのであります。重ねてあなたからの御答弁をお願いいたしておきます。

○塚田国務大臣 もちろんタバコ消費税というものを全然別の構想で配分するということであれば、總額は同じ額において、偏在は正が私どもの考えて

おるようにはできないというものではないことは、私も承でできるわけですが、しかし、一応やはりタバコ消費税はタバコ消費税というものを頭に置いて、ある配分基準によつて地方団体というものを一律に考えて行く、そういうぐあいにものを考える方が、タバコ消費税だけは、入場税が偏在しておるからそのわけ方を、特殊府県には非常に不利に扱うという考え方でやるよりもむしろ合理的である、そういう前提に立つてものを考えております。今申し上げたように一応国でとつて、そして合せたものを両方のそれの配分基準によつてなるべく偏在が是正されるようにやる方が妥当な方法ではないか、こういうふうに考えておるわけでありまして。

○春日委員 私は入場税の国管並びに入場譲与税法案の配分計画というものを基準にしてこのタバコ消費税の配分計画が立てられておりますから、大臣の御答弁なさるような結果が生じて来ると思ふのであります。入場税も……コメント、譲与税も何ら頭に入れない、タバコ消費税は新しくここに設けられる税法でありまして、しかもこのことは、タバコ消費税を創設するというようなことと相関連して、特にピースの値上げがここに行われておるのであります。そのことと考へまして、この八十何億の増収を考へつつ、ここにタバコ消費税の配分計画を独自の立場で、すなわち地方の貧富の均衡をはかるというこのための目的にのみこの配分計画を立てるならば、私はこの入場税にさわることなく同一の目的を達し得ると思ふが、それは私の単なる一つの偏見であるか、あるいはそういう

ことがもう一つその場合に問題になるわけでありまして、あるものはとつて、そうして再配分する過程において、今度わけて行くというところに問題が伏在しておると思ふ。そこでもしも入場税を国に上げないという場合には、入場税が地方にあるだけ偏在の度がずつと出て参ります。この偏在というものを頭に置いて、ただこつちからプラスするものだけでこれをならして行くということになると、非常にくさん持つて行かなければ偏在が是正できないのであります。もちろん国民負担がまだ幾らでもできるという状態であれば、よけいという形でのようにも偏在は是正はできるのであります。が、国民負担はそうできないということになると、地方に偏在しておるものは一応国にとつて来る、それでもまだ偏在は残るわけでありまして、その残つたものを、このとつたものとプラスのものをやることによつて、つまり入場税を九割返すことと、タバコ消費税の何がしかをやることによつて、最も低い費用でもつて調整をなるべく最大限にしようというふうがあるわけでありまして、やはり一方からとつて一方からやるのでは同じではないかというように行かないのが、この措置になつた理由であります。

○春日委員 それは塚田大臣の御答弁といたしましてはまことに詭弁でありまして、何ら私を納得せしめる要素はないのでございします。私も国会にまかり出ますまでは地方議会にありまして、ために辛酸を積んで参りましたので、地方財政のあり方はほほ私は通曉いたしておると思ふのであります。それで私はあなたに重ねてお伺ひ

たしたいことは、たとえばこれで貧困県に相当の額が増配されることがあるでありまして、しかしこれは増配される分だけは地方交付税法においてそれだけ減らされる、すなわちそれは貧困県が除外されるといつたところから、地方交付税の中において調節されるのだから、それは實際的な役割をもたらすものではない。しこうして今度奪われまふ富裕県であります。これも相当額奪われまふ。ところが現実にはその相当額だけタバコ消費税で今度は増配になつて参ります。結果は何に増収が来るというものでなく、今度の入場譲与税によりまして何がしかの増収はあるのであります。中央からの交付はあるのであります。同時にそれは地方交付税法において、それだけ結局平衡交付金において減らされて行く。富裕県の方は、これは現実には相当の減収を来すのではあるが、同時にタバコ消費税において相当額だけの増収を来して来るのである。何も変化はない。そこを私どもは主張いたしておるのであります。そういうような経緯にかんがみまして、私どもの主張いたしますことは、結局そういう結果になるならば、こんな入場税なんかはタツチしないで、タバコ消費税だけで同一の効果が上がる措置が講じ得るのでないか、このことをあなたにお伺ひいたしておるのであります。重ねてあなたからの御答弁をお願いいたしておきます。

○塚田国務大臣 もちろんタバコ消費税というものを全然別の構想で配分するということであれば、總額は同じ額において、偏在は正が私どもの考えて

おるようにはできないというものではないことは、私も承でできるわけですが、しかし、一応やはりタバコ消費税はタバコ消費税というものを頭に置いて、ある配分基準によつて地方団体というものを一律に考えて行く、そういうぐあいにものを考える方が、タバコ消費税だけは、入場税が偏在しておるからそのわけ方を、特殊府県には非常に不利に扱うという考え方でやるよりもむしろ合理的である、そういう前提に立つてものを考えております。今申し上げたように一応国でとつて、そして合せたものを両方のそれの配分基準によつてなるべく偏在が是正されるようにやる方が妥当な方法ではないか、こういうふうに考えておるわけでありまして。

こともなし得るのであるか、この点をひとつ地方行政の主管大臣である塚田さんから、責任ある御答弁を伺つておきたい。

○塚田国務大臣 そういう考えでありますならば、配分の面において、先ほども申し上げましたように、特殊の団体は別に扱うということでありませうけれども、同じ額で同じ調整の目的が達しられない、よけい出さなければ、入場税による偏在がそのままにはうつておかれるだけで、よけい出さなければ同じ調整の目的は達せられないと私は考えております。

○春日委員 たとえば義務教育国庫負担法の特例法によりましては、今おつしやつたように、特別の富裕県には教育費を国庫から支出しないという特例法が出た前例もあるわけでありませう。幸いに国会の観知によつてその罪悪が看破せられて、これは未然に葬り去られたわけでありませうけれども、しかしこのタバコ消費税を特別の団体を除外をして立法するというのも、前例を踏襲するならばできないはずはない、立法技術をしてできないはずはない、現に半額国庫負担特例法によつてそういう前例も現にあるわけでありませう。なぜそのことをあえてなさらないか、つか、しかのみならず東京、大阪の富裕県からは、入場税を何とかして地方に存置してもらいたい、このことのためには、このタバコ消費税によつて受けるところのこの国庫からの支出を辞退することもやぶさかではないといふ陳情が私は自治庁当局になされておつたのではないかと思うのでありませう。すなわち彼らみずからもこれを辞退するにやぶさかでない、あるいは辞

退せしめるその立法措置も前例においてすでに明確に示されておる。そういうような状況にかんがみて、なぜそのことを自治庁はなさなかつたのであるか、私はこのことを伺ひたいとしておるのであります。

○塚田国務大臣 そのお尋ねでありますならば、先ほど申し上げたように、私も憲法の規定の上からいって、特に自治団体というものを指定しなければそういうきめ方が違憲であるというようにお考えをしております。しかしそういう考え方は、そしてまたかりにそういう立法の構想というものは、違憲ではないにしてもきわめて不自然なものである、私もこういう感じをいたしております。そういう不自然なことをするということになれば、入場税を国に上げて、合して自然な方法で配分することの方が妥当ではないか、私もこういう感じでおるわけでありませう。

○春日委員 それではさらに質問を先に進めて参りたいと思ひます。塚田大臣は、この入場税国庫の問題に關連をいたしまして、地方が昭和二十三年以来今日まで六箇年間にわたりましてこの入場税を育成して参りました。そのためには相當の犠牲が払われておる。特に現在の施設、さらには物的施設が膨大なものがあると思つておられます。ところがこの税法が通過いたしましたところ、この地方府県が持つておるところの人的施設並びに物的施設といふものは全然無用のものになる。これは膨大な犠牲であり、大きな損失でありませう。さらにまた、今度は国がこれをやる場合におきましては、国の方では新しい人材を必要とし、さらに

新しい資材を調達しなければならぬでありませう。これによつて、一方において地方自治団体については大きな損失を生じ、さらにまた一方においては大きな新規の支出を伴つて来る。これらの一切の費用はあげて労働者の負担になると思つておられますが、こゝういふようなことをいふ／＼閣議で検討されたことがあるかどうか。さらにあなたは自治庁の長官として、これらの地方自治団体がよつて受けるところの損失をどういふような方法で賠償補充せんとしておるのであるか、この点を伺つておきたいのであります。

○塚田国務大臣 その点の御意見は、私も私も十分考慮いたしたわけでありませう。しかしそれを考えてもなおかつこのままにしておくことによる偏在、そしてその偏在から来る総括的な国、地方を通じてのむだがか國民にかつて参るものでありますから、國民の負担を最小限にして、国も地方も最小限の費用でもつて最大の仕事をし行けるという国費の効率的な使用といふことを考えると、やはりこゝせざるを得ないのではないかといふふうに感じられておる。従つて地方団体で、そういう意味において若干の特殊な団体が御困難をなさる面は、私もいたしましていろいろ／＼な方法で考えられるだけ考えよう、たとえば特別平衡交付金などで考えられる面があれば考えよう、またいろいろ／＼な施設をさへ起債か何かでできておる場合には、そういう起債の元利の償還といふものは、おのずからそれ／＼の団体の基準の財政需要の上に於て来るはずであり

ますから、そういう面で一応ある程度は見られるわけでありませう。そうは見られておるわけでも、最終的に全額の損失を補つてあげるといふことはもちろん参りませんが、その程度はごしんぼう願う。また国におきましては、今まで入場税の徴収に対して地方で養成された人間がその間に、その人間がその仕事に従事しなくなつて、国に新たに徴税吏員を養成しなければならぬといふ問題が起きることも御指摘の通りであります。そういう若干のいろ／＼な困難といふものは先ほども申し上げましたような別の考慮を総合勘案いたしました上で、そういう解決策を講じたわけでありませう。

○春日委員 府県が地方税を徴収いたしております現状は、直税課と間税課であつたかと思つておりますが、この間税課は遊興飲食税とこの入場税とともに取扱つておることによつて、どうかそう徴税機構が体系をなしておると思つております。ところが今回は、あなたの方が遊興飲食税だけではどうわけか知らないが、とにかく現状存続といふことで地方に残され、そしてその入場税と遊興飲食税と二つで運営されておつたところの間税課なるものが、今度は半分になつてしまふ。全部なくなつてしまふならば、これは間税課を全部廃止すればいい、ところが半分とられたんだから間税課を廃止するわけにも行かぬし、それかといつてやつて行くについては人が多過ぎる。これは私は人的配置の上で重大な支障を来して来ると思つております。このことは徴税行政の大きな混乱であり……。(発言する者あり)うるさいなあ……。

○千葉委員長 静粛に願ひます。
○春日委員 そういふふうに入場税をやめるわけにも行かぬ、閉鎖するわけにも行かぬ、同時に置いておくにしてもこれは費用が高過ぎる。このことが地方の行政の上において大きな混乱を生じて来ると思つたのだが、これは当然国において責任を持つて何らかの救済を行わなければならぬと思つた。このことをあなたは何かお考えになつておるか、どういふ措置を講ぜられるか、えであるか、この機会にひとつ御答弁を願ひたい。

○塚田国務大臣 新しい事態に應じ、國民の立場といふものも考へて、適切な措置を講じたいと考へております。
○春日委員 適當な措置を講じたいとの趣であります。が、府県自治団体が自由党のこの暴虐な政策によつて受けるところの大きな損失に対しては、中央は当然その實質的な犠牲を償ふ措置を講じなければならぬと思つておる。幸いに大臣においてそれだけ何らかの心の準備があらひなる様子でございますから、これは、ぜひともひとつ必要にして十分なる措置を講ぜられることを強く要望いたすものであります。

次にお伺ひをいたしたいことは、知事官選に關する問題についてでございます。これは過ぐる警察法の本会議におけるわが党の門司君の質問に對しまして、塚田大臣は知事官選のことは適當なことと考へて、自分は今もなお知事官選のことは適當だと考へておるといふ本会議の御答弁がございました。このことは本入場税と重大なる關係を持つております。(笑聲)注意、注意

と呼ぶ者あり。私どもが考えますことは、まず地方の自治の振興、これは何と云つたところで地方に独立財源を確保すること以外にはございせん。そこで今度独立財源を中央に奪つて来る。これは地方の自治が危殆に瀕することは何人も想像できるところであります。われわれはこれを憂えておるものであります。あなたの方は今回警察法の改訂によりまして、自治警を廃止することによつて中央集権的官僚警察をつくり上げようとなすつていらつしやる。そこでまず地方自治団体から警察を奪おうとしておる。それからこの入場税を取上げることによつて、地方の財源をまず二で取上げようとしておられる。さらにこの間の答弁によりまして、知事は民選はふさわしくないのだ、これは官選にした方がいいのだと今も大臣は考へておるといふ明確な御答弁があつたのであります。警察をとり知事をとり、そして地方からこの財源を奪い去る、このことは、私はあなたの方がもうこの府県というものを自治体としてみなさないで、あるいは中央の出先機関として、これを根本的に変更改訂しようとしておるのではないかとすられ、には考えられるのであります。従いまして、ちょうどこの三つの事柄はあなたのみ所管する事柄でありますから、この機会に、知事官選を今もなおあなたは適当と考へられておるのかどうか。さらにそのことを推進する意図があらになるかどうか。さらに今後はこの府県自治体を地方公共団体として認めて、育成して行こうと考へられておるか。これは適当な機会に国の出先機関としてその組織がえをされようとしておるのであるかどうか。このあなたの御見解をひとつこの機会に承りたいのであります。

○塚田国務大臣 知事官選につきましては、もちろんまだ考へ方をかえておらぬのでありますけれども、ただししばしばいつこの機会に申し上げておりますように、これはまだほんの私見の程度でありまして、政府が成案として、もしくは制度として国会に御審議を願つておりますのは内閣全体の意見でありまして、私の意見がちつとも基礎になつておるわけではございませんので、従つて今の当面の議題とは関係がありませんので、別の機会に問われるならばまたお答を申し上げます。この機会には御容赦願ひたいと思ひます。

○千葉委員 春日君に申し上げますが、時間も十二時を過ぎておりますし、まだ質疑者が二人残つております。なるべく柴田君の方にも時間を差上げたと思つておりますから、さよう御了承を願ひたいと思ひます。

○春日委員 それでは、柴田君も大分お待ちになつておるようです。私はまだ三十幾つ質問があるのですが、それでは一応柴田君に譲りまして、私はすべての質問者が終つてから、都合によりましてはさらに質問を続行するということにいたしまして、残余の質問は留保いたします。

○千葉委員 柴田君。大蔵大臣が、どんな御用かわかりませんが、この重要な法案を半端にされて退場されたことを非常に遺憾に思ふのであります。この政府の提案理由の一番大きな問題は、理由書にも明記されておりますが、たとえば収入が少数の府県に偏在しておつて、こういうことではいけない、地方財源の偏在を是正することがこの入場税を国税に移す根本の理由のように見受けられるのであります。そういう事実がはたしてございましょうか、その点を承りたいと思ひます。

○榎木政府委員 入場税の財源の地方偏在の状況は、申すまでもなく明瞭に存在すると思ひます。従いましてこの偏在を是正する限りは正して行こうというところが、今回のこの譲与税法案の一つのねらいであることは申すまでもございせん。

○柴田委員 そういたしますと、この三月二日かと記憶しておりますが、この奢侈消費品消費税の問題、あるいは入場税の国税移管等の問題で公聴会が開かれたのでございまして、その公聴会の席上でもひとり最も小さな県であつたと記憶しておりますが、宮崎県の知事が国税移管を賛成されただけでございまして、その他たとえば全国の映画館の連合会長である河野氏なんか、全国に四千に余る映画館が存在しております。全部がこの国税移管に對する反対を表明しておる。そういうこと、ことにこの地方財源の大きな部分が入場税にかつておるのであります。しかも地方財政の中でも、これは地方のいろ／＼な施設の改善をはかつておる重要な財源であるといふことを訴えておる。また私どももこれを調査いたしました。この話はまつたくその通りだと考へておる。しかも偏在しておるということ、これを国税に移すといふことであります。同じような問題として取上げました遊興飲食税は地方に偏在されておる。遊興飲食

税には数万人の人々が関係を持つておる。この数万人の人々は一両となつて昼夜の別なく反対運動を展開された。反対運動が強ければそれを地方に残してしまつて、反対運動が——この数万人の人から見ると、四千の業者がこの反対運動をいたしてしまつても、四千の業者であるがゆえにその反対を押し切つて国税に移さなければならぬという根拠がどこにあるか。これは遊興飲食税との並行的な面で非常に矛盾があると思ひますが、この矛盾について私どもに説明を与えていただきたいと思います。

○榎木政府委員 遊興飲食税と入場税と、ともに今回地方財源の偏在是正の見地から国税移管がし得たならばということは、政府も初め考へておつた問題でございまして、その後いよいよ諸般の情勢にかんがみまして、今回入場税の国税移管のみをいたしまして、遊興飲食税につきましてはしばらくこれを見合せておる次第でございまして、もちろん遊興飲食税の国税移管に關連いたしましては、反対の運動があつたことは承知しております。これは認めますが、ただ単に人数が多いからその分についてはこれをそのままとし、たま／＼入場税関係は關係する者が少いから国税移管を敢行したといふわけではないのでございまして。

○柴田委員 諸般の情勢と申しますのは、私どもは新聞紙上で見ますと、古い大蔵大臣であつた池田さんが関西に旅行なさると、たぐさんの料亭のおかみ諸君が出迎えに出て陳情等が行われたといふことを報じておりますが、そういうことをもつて諸般の情勢と御

判断になるのでございましょうか。その点を承りたい。

○榎木政府委員 私はさような事実そのものも実は承知しておりません。政府の今回の意思決定につきましては、国会内における各議員の方々の御意向も頭に置き、あるいは政府の關係の皆機もいろ／＼な点を十分考慮に置かれ、また世論の趨向についても十分に頭に置いて、その上で決定された次第でございまして。

○柴田委員 しかし實際の問題といたしまして、単に諸般の情勢というだけでは国民大衆は納得しない。入場税といふものは、そも／＼一般大衆の娯樂にかかる税金でございまして、悪法であることはもう最初からきまつておつて、撤廃することは当然な措置でなければならぬとわれ／＼考へております。現在地方の財政の状況から見まして、これを地方に残すべきことは当然である。国会のほとんどの意思もここにあつたと思ひます。ただ政府がこれを現在の租税の方針から国税に移管するのだ、しかもその国税に移管する建前の場合でも、私どもが納得できません。この税金の問題であります。税額も、政府が大衆に訴へておるが、当初政府が提案されまして理由から財源の状況を拝見いたしました。十一箇月で百九十二億を組まされておる、十二箇月に換算いたしますと二百十八億でございまして。現在地方が徴収いたしております税額は百八十億そこ／＼であつたと存じます。そういういたしますと、十二箇月で二百十八億を組んだといふことは、また大衆を欺瞞して、略奪政策を考へておつ

た。こう考えざるを得ませんが、この修正案は別といたしまして、今回の二百十八億をお組みになつた御精神はどこにあつたのか、これを承りたいと思ひます。

○渡辺政府委員 地方制度調査会、それから税制調査会の御答申にも御意見が出ておりましたが、国税へ移す場合におきまして、現在御承知のように、五割の税率になつておりますが、必ずしも五割そのまま徴収されては、必ずしも五割の理由があるのだから、現在地方で徴収としてあげておるところを、税率の調整をして、国で徴収する、そのかわり執行の方は適正にやる、そうするのが政府としてしかるべき措置ではないか、こういうお話はわれ／＼もその通りに考へておるわけでございます。従ひまして今度の案におきまして、われ／＼としましては、税率の引下げこれはありますが、税収としましては、大体地方が徴収したと同じ程度のものを国で徴収して考へておる。これは当初からずつとさうに御説明申し上げておるつもりでございます。

○柴田委員 そういたしますと、今度二百十八億を組んだ当初の考へといふものは、現在までの地方税で存置しておつた時代から約二〇%の増税をお考へになつたわけでございますか。

○渡辺政府委員 われ／＼の方で考へましたのは、現在地方で徴収している場合に、昭和二十九年に徴収してどれくらいの税収になるか、まずこれを考へまして、それに應ずる税収をあげるのにはどの程度の税率調整を行つ

て行く、こういう意味で原案を出した次第でございます。

○柴田委員 過去の地方税の比率の非常に高かつた時代は、やはり相当な滞納があつたのであります。滞納があるというところはよくないことで、税率を引下げて、現在では九三%とか九二%とかに徴収率が非常に上昇している、こういう現実が現在あるものであります。これをまたこういう政府の考へ方で二〇%も増徴するという事になれば、さらに滞納が生ずるという事になることを考へにならぬでしょうか。この現実、たとえば今の入場税の問題だけで見ても、今日われ／＼が滞納の状況を過去委員会調査いたしました場合に、いろいろ種類がございますが、一千四百億円の滞納が現在存しております。こういう現実をわれ／＼は見のがすわけには参りません。そういう場合に、単に税率を低くしたといふだけで、はたして完全な徴収ができるかどうか。ただ国は予算を当初組んだから、入場税は二百億とらなければならぬ、そして九〇%は地方へ還元しよう、こういう机上計算だけによつてのみ徴収の方法というものを考へてございませうか。その点を承りたいと思ひます。

○渡辺政府委員 われ／＼の方の考へ方は、むしろ逆でございます。現在地方税として収入しているその額を元にして税率をきめ、大体この程度の徴収は可能じゃないか、こういうふうで原案を組んでおります。予算の編成はその上に立つて全体がなされておる、こういうわけでございます。予算の編成が先にできて、それにつづまが合うように税率が云々された、

あるいは税収が云々されたということではございせん。

○柴田委員 そういたしますと、今度の日自党の提案されました修正案によりますと、六十七億かの減収であらう、こういう予定なのでございませう、この場合にも井上委員の大蔵大臣に對する御質問もございましたが、こういう場合に、減税という問題が現実に行われる、ただ大蔵大臣は今後の推移によつて、あるいは徴収方法によつてこれをまかなひ得るかもしれない、非常にはたよりないようなお答えであつたのです。もう一つは、地方に還付する額は決して減らない、地方には迷惑はかけない、こうおつしやつておられ。そういたしますと、これらに對しまして、今度は相当な徴収のための費用もかつて参りました。ただだまつていても天から降つて来るように税金は集まつて参りません。地方々々の税務署では、この入場税を国税に移管するといふので、もう三月末日から夜も日も寝ないで準備に大わらわであつたといふこともわれ／＼聞いております。入場税に範をとるとか、いろいろ方法で準備が行われておつた。これが現実に行われるということになりますと、今度はもつとこの準備に對しまして相当な能力をこれに傾注しなければなりません。こういうような場合に、相当な費用というものもここにもちろん考へなければなりません。これらの国税移管によつて生ずる徴収のこめ費用というものをどういうふうにお考へなんでしょうか。

○渡辺政府委員 入場税の徴収の経費として予算に計上してありますのは、金額で二億三千八百万円、それからこ

れによる定員の増加は、これは予算の今の数字とあらはらになります。四百七十人という定員の増を予定してあります。

○柴田委員 そういたしますと、私もには、たとえば二百十八億余りだといふ当初の政府の原案に對する画然たる資料もまだ何もいたしてありません。それから今度は日自党の修正案によつて六十七億という減税が行われるといふ資料も何もいたしていませんが、どういふ計算から六十七億という減税が行われるのか、これをひとつ伺ひたい。

○渡辺政府委員 六十七億の数字は先ほどいろいろ／＼話題になりました。昨日の地方行政委員会におきまして、自治庁次長が一応の計算になるといつてお示しになつた数字だと思ひますが、ただ先ほど大蔵大臣が申しましたように、それは平年度の数字でございます。本年度、初年度の数字といふのは、当然それから一月分少くとも減るといつたような意味におきまして、さらに減になるというものであることをまず申し上げておきたいと思ひます。

それからわれ／＼の方としてどれぐらの減収といつたような問題になるかといふことにつきましては、これも先ほど井上委員の御質問に對してお答えいたしましたように、一応自治庁の計算と少し違ひますが、初年度において従来の計数をそのまま基礎にすれば、百四十五億という数字が出ます。これにつきましては、修正案の提案者などはそれほど大きな減収にならぬじやないかといふ御意見もあるわけでありまして、この点につきましては、この見積りが過去においてわれ／＼がずつと手

がけて来た国税でないといふところに非常に特殊な性格があることを御了承願ひたいと思ひます。

○柴田委員 どうもあまり抽象的な御説明で、われ／＼頭が悪いせいにはつきりしませんが、結局この政府の今の考へ方というものは、行き当りばつたりで、ちやうど中央氣象台なり測候所であつて天候を予想してゐるものであります。そういうふうな以外に御答弁がでないでしようか。もう少し具體的の映画がどういふ状況であるか、あるいは日本のいろいろ／＼な映画に關係をもち、いろいろ／＼な面で、入場税といふものは大体これだけといふものは税収が確定に入るんだ、だから税率の引下げによつてこういう状態になるんだといふ具體的な御説明を承りたいと思ひます。

○渡辺政府委員 その点につきましては、先ほどあるいは不十分であつたかもしれませんが、井上委員の御質問に對しまして、現在の百九十二億の見積りの基礎になつてゐる場合の映画だけに申し上げましたが、映画について五割の税率の分はそれだけの収入金額を見積り、それだけの税額を見積つておるか、あるいは四割の場合にはどれくらいといふふうには、実は一々数字をあげたわけでありまして、同時に今度の修正案の場合に於いて、一応過去の数字をそのままといたしますれば、百四十五億という計数になります。その積算の基礎としての収入金額、税率といふことは、先ほどあげたわけでございますが、あるいはもう一度申し上げる必

要がございますれば、申し上げてもちつともさしつかえございません。

○柴田委員 それから今度の修正案でたとえば五十円までは幾ら、八十円までは幾らというような段階が相当ございしますが、今日の映画の入場税の問題でも、われ／＼はたまた映画を見ましても、そういう五十円とか、八十円というようなものは、ニュース館でございすれば別でございしますが、一般の映画にはそういう低額な映画の入場料というものはごく少数だと思ふ。また少く少数の範囲ではそういう低額のものがあつてもいいかもしれませんが、これを非常に税率を低くいたしても、ほんとうに一般大衆は何らこれによつて恩恵に浴するようにはならない。全国の四千万の映画館の中で、百円未満の入場料というものは二〇％もない。こういうようなことを公聴会の席上でも連合会長は訴えておられます。こういう現実から見ても、やはり現在の日自党が修正案として提案された骨子を見ましても、決して大衆の負担が軽減されるというようには、単にから宣伝にしかならないと思ひますが、これらに對しましてどうお考えでございましょうか。

○渡辺政府委員 今のお話は、われわれの方は大分違つた見方をしております。現在普通入場料金といわれておりますのは、御承知のように五割の税率がかかつてゐるわけでありまして、従いまして、たとえば百五十円の入場料金といわれまゝの場合におきましては、税金が五十円で入場料金が百円でありまして、われ／＼がここで議論をしておりますのは、その税金を抜きまして料金でございまして、従いまして普通入場者

がお払いになつていらつしやる入場料金の三分の二に當るわけでございます。従いまして、そういう税抜きの入場料というものを中心にして考へて参りますと、むしろ料金の中心的なものをなしておりますのは、五十円から八十円、あるいは八十円から百三十円、今度の修正案によりまして、百三十円といつたようなところの料金が一番中心をなしている。東京におきましては、中心地の映画館は、たとえばロード・ショウのようなものでございまして、相当の料金をとつておりますが、ロード・ショウでなければ、税込みで百四十、五十円というものが相当の一流館でございまして、まして東京でも場末に行きますと、税込みで百円前後というものが相当多いのではないかと。田舎へ参りますれば、さらにそれより相当低いところがあるもので、一応われ／＼の方として修正案になりますと、相当の減収が憂慮されるという問題が起きるわけでございます。もし柴田委員のおつしやるように、いや、もう料金はもつと高いところが多いんだというところが事実でありますれば、修正案によつての減収というものはあまり考えなくていい、こういうことになるわけでございます。

○柴田委員 そういたしますと、今の御説明等を伺つておきますと、現在の修正案でも増収が相当行われ、減収が行われないという御見解でございまして、たゞ、われ／＼の方といたしましては、従来二百十二億を積算した基礎からいへば、百四十五億という数字が一応出ますというところは、先ほど申し上げておる通りでござい

す。ただあなたがおつしやつておるうちに、これでは料金の高いところが大体多いから、従つてこれによつては要するに負担は減らない。これはわれわれの見るところと違ひますというところも申し上げておられますが、もしそういう事実であるならば、それほど減収は出ないはずだ、こういうことを申し上げておるだけでありまして。

○柴田委員 そういう点、修正案と当初組みになつた原案との比較は、十分検討されたでございましょうか。そして現実には私の意見とかあなたの意見ではなしに、実際問題としての御調査が完了しておりますか。その点を承りたいと思ひます。

○渡辺政府委員 われ／＼の方といたしましては、当初案をつくりまして、できるだけ資料を集めてつづつたわけでございます。従いまして、先ほど申し上げてゐるような次第だといふふうな申し上げてゐるのです。修正案ができましたから、特にその後検討をしたというものは、時間的にもそういう時間がございせんので、できておりません。

○千葉委員長 よろしゅうございまして。――佐々木君。

○佐々木(更)委員 すでに同僚諸君が詳細にわたつて質問いたしましたので、私は主として根本問題について、二、三塚田自治庁長官にお伺いをいたしたいと思ひます。なお多少同僚諸君が前に質問したこと、これから私が質問することが重複する点があるかどうかと存じますが、なお政府に對し、私は氷解しない疑いをごこで解こうとする点もございまして、御了解願ひます。

そこで結論から申しまして、私はこの入場税の国税移管は近世まれに見る悪税であると思ふのであります。この近世まれに見る悪税だということは、税率が不当であるとか、徴収方法に欠陥があるとかいうことではなしに、第一には、この入場税の国税移管というものは、根本的には日本の民主主義の基礎をなす自治制の實際的な破壊にある、この点が第一点であります。第二点は、この入場税の移管は、その結果においては、かつて日本の封建的な税制体制であつたところの各種附加税の復活であるところの反動性、この二つにあるだろう、こう思ふのであります。

そこで私は塚田自治庁長官にお聞きするのであります。あなたは今日地方自治庁の長官としてある任務というものは、日本の民主主義の基礎である自治制の体制をよりよく健全にして、よりよく発展せしむるところにあつた任務があるだろう。あなたはそのために日夜心血を砕かれておることと存するものであります。そこで一体自治とは何なのか。自治とは国家権力に對して地域人民の自主的な創意による政治にあると私は思ふ。地域人民の自主的な意思による政治というものは、その根本においては政治である上におきましては、これは絶対に財政の基礎が条件であります。この自治体における独立せる税のいわゆる財政的基礎のないところに、民主主義の基礎であるところの自治制の存立の理由は断じてないものであります。ところがあなたは今幾つかある、たとえば事業税、遊興飲食税、固定資産税とともに、今日この地方自治の財政的基礎である入場税を国

税に移管されようとしておる。あなたはその代表として、たとえばタバコ消費税等をおかへんしてやるといふおためごかしのことをおつしやるでございまして、よくいふと、とにかくこういうふうにつくつたる財源を漸次剝奪して、国家の権力のもとに統制、集中、強化しよう、この精神は何といひましても、あなたが地方自治を守るべき職責にある自治庁長官としては反對の結果である。自治政權の破壊者である役割をあなたは今日勤めておると私は考へるのであります。あなたはこういうふうな漸次独立せる地方税を国税に移管して、どうして一体健全な地方自治制度というものを今後発展せしめて行くのか、この点についてあなたの御意見を伺いたいと思ふのであります。

○塚田国務大臣 自治制度を育成するためには、財政基礎が確立して行かなければならないという点は私もまことに同感であり、絶えずそういう考へ方で地方制度というものを考えておるわけであります。そういう意味におきまして、今までの地方財政というものの制度が十分でなかつたということを痛感いたしましたので、地方制度調査会の意向も十分くみ入れて、その方向において相当大幅な今度の改正が行われておる。ただ問題は、たとえばそういうようなやり方がある一つの税だけでやるかどうかということでありまして、先ほど来しばしば問題になつておりますように、いろいろ地方の税といふものは、私は入場税というものは本来の性質から行けば、確かにこれは地方にあるべき税だと思ふのであります。た

だいろ／＼考えられる地方の税というものは、どの税をとりましても非常に偏在する傾向があるのです。もちろん偏在をいたしなす場合には、よけいといわれるところにはよけい金をつぎ込んでいい理由も確かにあると思います。たとえば東京でありますとか、京都でありますとか、大阪でありますとか、そういうところがあります。ただその場合に国民負担がどこまででも耐え忍んでいただけたらというならば、そういう考え方で私は行きたいと思うのであります。ただ少ししかとれないところへ国から限りなく補足して差上げて、そして地方がほんとうに自治を確立できるような方向に行きたいと思うのであります。どの税をとつてみても大都市府県に偏在する。そこで最小限の費用でもつてある程度の仕事をしたい。ただくということになると、その偏在するもののうちの幾つかを国へとつて、そうしてそれを再配分するという過程においてその目的を達するというにしないで、はとも行けない。そこで全体として見ましては三十三、四パーセントであつた地方の独立財源が三九％程度にまで今度の改革では伸ばしてあります。それから国に地方団体が依存しておる財源というものの面から見まして、これは独立財源というものは地方の方が今度ずつと多くなつておる。それから全体としてごらんください、御指摘のような点は十分考慮されておるのではありませんが、今申し上げましたような事由で、その中の特殊なものがあるという形で一応吸い上げられて、そうして地方に再配分されるという形になつたのです。従つてそういうことを考えますと、政府が、政府も

しくは私がこの自治制、自治の育成というものをちつとも考慮していない、むしろ反対にそれよりも自治制の破壊を意図しておるというようなことは、まったく政府もしくは私の考え方どころにもないことであるので、御了承を願ひたいと思います。

○佐々木(重)委員 塚田長官の御答弁は、中学校の財政の講義としてはこれは当然かもしれないが、少くとも本国会に対する答弁としてはまづたくなつていないと思ふ。今日日本の国家が地方税として遊興飲食税、固定資産税、事業税等を創設するにあつて、この税金が、少くともこれだけの特殊な税金として考えるならば、これが特殊の府県に偏在するということがどうにも見通されておる。であればこそ、そこで地方平衡交付金制度というものをつくつて、あなただけのことは忘れてはいないでしよう。地方平衡交付金制度というものは、このような地方に偏在しがちな地方税の不均衡を是正するためにできたのである。しかるにあなたはこの平衡交付金制度の精神をまったく没却して、自治制度内の独自の財源によつてのみ公平を期せうとお考えになつておる。このことをごさいます。事業税といふ飲食税といふ固定資産税といふ、これらのもので一体どれが各府県平等に、あなたの言うように平等に、とれる税金がありますか。いずれも富裕なる府県においては偏重しておる。単に入場税を移管しただけでは公平は期せられませんか。そんなでたあな答弁をもつて本委員会をごまかすことはいけません。そういう意味におきましては、入場税のみが特殊の府県に偏重するにあらず、あらゆる税金が

その府県の特長性によつて、特に富裕なる府県に偏重することは明らかであります。もしあなたの言うような原則に基いて地方税を考えたならば、このうちで一体各府県公平に課税されておる税金があるか、指摘してごらん下さい。あなたが何と弁解しましうと、今日そういうことのために平衡交付金制度が存在する以上は、単に入場税をもつておる特殊の府県に偏重するという理由にはなりません。これはあなたが何と弁解しましうと、あなたのお考えは意識すると意識せざるとにかかわらず、あなたがほんとうにそういうような心を持つてゐるかどうかは別として、地方自治制度の根幹である独自の財源を奪うということについては議論のないことだと思ふ。

そこでもう一つ、これは先般来各委員においてすでに質問し尽されておることをごさいます。今の長官の答弁と関連して、ここではつきりしておきたいことがある。あなたのお考えからいいますならば、将来は当然遊興飲食税、固定資産税ともに富裕県の方に偏重する税金だということは明らかであるから、やがてこれらのものは当然国税に移管するという理論に発展することになります。この点もう一ぺんあなたの口から、やるのかやらないのか、明確にしてくださいと思ふのであります。

○塚田国務大臣 先ほど私が答へたことを正しく御理解いただいていなかったと思ふのでありますが、私は他の税は偏在しないと思ふ。従つて今のところは、どの税も偏在を、まことに困つたものだ。そこでそのうちのどれかものを取上げることによつて最

小限の調整をしたい、それがこの考え方だということをお願いしたわけであります。平衡交付金制度がその目的のためにあることはおつしやる通りであります。平衡交付金制度では救済できない部分があるわけであり。そうして、平衡交付金制度だけで調整をしようとする、要するに高い線で標準を合せようということになるのです。からして、総体として国民負担がふえざるを得ない。そこである程度の線であるところから、うんとよけい出て来るを得ないの形がでて来る。これは全体として見てやむを得ないのじやないかという感じであり。入場税はやつて、遊興飲食税は今度やらなかつたわけであり。これは調整をいたしますにしましても、全部一律に調整をすることにはもちろんならないのであります。そのときの国民負担の状況などを考えましても、ある程度の偏在は認めたい。偏在を認めるべき理由もあるのではありません。非常に大きな部分だけをはずして行く。そういうぐあいに総体の状態を見ましたときに、今度は入場税だけを国にとることによつて、あとは平衡交付金、交付税制度、譲与税制度というやうなもので、大政府が意図する偏在は正がでる。このことと遊興飲食税は国へ取上げないことになつた。従つて今の構想では遊興飲食税は依然として地方に残る、そういう考え方をいたしております。

○佐々木(重)委員 塚田さんは、現在の地方税が特殊の府県に偏在しているのであると言ひながら、入場税だけで、

ここであなただけの言う公平の原則が期せられるかというところ期せられておらない。もしあなたがほんとうにそういう考え方を実行しようとするならば、われわれからいいますとあなたの考えは結果において地方自治の精神を没却することになるのではありません。またあらゆるものを国税に移管して、あとは人頭比率によつて還元するということが、あなたのお考えからいつても発展しなければならぬはずだ。ところが遊興飲食税や固定資産税その他、他のものは、いずれも依然としてこれを地方に置くということ、あなた自身地方の財源を無慈悲に奪う。現在の情勢を認識しておるからだ。こういうやうな地方財源、独立財源というものを与えないでいいというあなたの言う公平なる公平の原則だけというならば、こういう問題をやるのがほんとうじやないですか。あなたがわれ／＼の意見のやうに、地方には独立財源を与えなければならぬという理論を認めておればこそ、残余のものを与えておると思ふ。どう見てもあなたの言うやうなお考え、遊興飲食税や何かをそのままにして、単に入場税だけをいじめたという考え方は政府に何らかの財政的意図があるから。何の財政的意図があるか、という、言うまでもなくあなたは入場税を国税に移管しておいて、一〇％はねをしておるでしよう。あなたはこれを地方に還元するときは、九〇％しかこれを還元しないではありませんか。何によつてそういうことをやるのかという、現在の吉田内閣の財政が行き詰まり、この行き詰まりを打開するために地方自治を犠牲にするのです。この点は数字の上で明かでありませ

か。あなたが詭弁を弄して逃げようとしたら、明かにこれは吉田内閣の財政事情に基づく地方自治の攪乱税制と言わなければなりません。そこであなたは、そういうふうに一〇〇%ピンはねをして、あらためて地方自治にどういうことをするかというところ、ここにあなたはビースの四十円を四十五円に値上げをしております。きようは不幸にして大蔵大臣に質問したときに、おいて、四十円のビースをのむ者は勤労大衆にはないということを言われた。いかにか現在の關係の頭が変になつておるかというところは、これ一つでわかる。パチンコ屋に行つてごらんない。パチンコ屋の景品は皆ビースであります。あなた方はビースは高級品だといふ單なる觀念的な考えをもつて、事實上この入場税を国税に移管する代償として国民に対して重税を課せようとしておられる。私は今ここで増税を問題にしようとするのではない。この五円のビースの値上げというものは、事実においては、かえつて敗戦前の日本がとつておりましたところの、たとえば所得税附加税、家屋税附加税、県税附加税、そういうような附加税に實質上は該当するのであります。將來こういうふうにして国家が漸次地方税を国税に移管して地方の財源を奪いながら、その奪つた財源の補填としては旧各種附加税の復活を意圖しておる。なるほど今日この五円はタバコ消費税という名前ではおきまされども、これは明らかに附加税であります。結果においてこれは附加税の復活であります。この点を自治庁長官は附加税とお考えになるかどうか

か、その点をお伺いいたします。
○塚田國務大臣 お尋ねの点を次々とお答えを申し上げます。私がこの地方財政というものは、地方税制というものを基本的な構想は、先ほどから繰返して申し上げますように、国民が負担を限りなく忍んでいたたける状態であるならば、私は、性格として地方税であるべきものは全部地方税にして、おいて、そうして偏在から来る貧弱府県の部分には、国がとつた税金でもつてカバリーをし、補つて行くというところへ持つて行きたいのであります。しかしそれは行かないので、ある程度は今までのような措置をとつておるということとあります。それから入場税を国につけてピンはねしておるじやないかというお尋ねであります。こういう問題を御検討くださる場合に、そのこととこの一部分だけを御検討くださると、おつしやるようなお考えが出て来るのであります。しかし問題はすべて、ここに制度政策というものは総合的に御検討くださらないといけないのであります。入場税を国に上げたときに、一割とるという理由は、国に保留するという理由をしばしば、大蔵省側から御説明申し上げたように、一部分はとる者の徴税意欲を起させるためにそれから一部分はその費用をカバーするためというところであつて、そういう理由があつて一割程度確保しようという考え方が出た場合には、おのずから一割が国に保留されるということも頭に置いて、他の部分がちゃんと調整されておるのであります。たとえば交付税の率で調整されておるか、その他ガソリン税と税の率で調整されておるか、そういう点で調整されて、総合的に地方財政というものの必要にマッチするように財政計画ができておるのでありますから、個々の部分だけを取上げていただいたのでは、まことに困るわけでありまして。

それからビースを値上げをするということですが、これは国の税の上におきまして、ある部分は減税をいたしております。ある部分は御承知のように、これも一種のかつた税でありまして、上げておられます。これはおそれ大蔵大臣からお答えすべき性質のこととありますが、私が想像いたしますのは、やはり総額をきめるということにいたしました。どの部分で負担をいたすかということ、おのずから一方で減らし、一方でふやすということとはあり得ると思ひます。
○佐々木(重)委員 もう一つ。あなた何と弁解しようとも、全体の国家財政から見れば、あなたのような弁解がからに成立つていたし、しりもともかく一〇%をピンはねすることは明らかでありません。それからあなたのお入場税の国税移管の代償としてのあなたのお答えがなかつたけれども、ビースを五円値上げしたことは否定すべくもない事実なんです。あなたが何とおつしやつて、五円のビースの値上げをしておるとは明らかであります。これは旧附加税——かつて所得税附加税、何々附加税というものがあつたが、實際上はその附加税の復活と同じ意味を持つものであります。あなたは答へがなかつたけれども、ともかくこれは私がさきに指摘いたしましたように、地方自治を財政的に根本的に破壊する結果を招来するというのが第一、第二に

は、そういうようなかつての附加税の復活のごとき反動的な税制体系だ。これ以上はあなたと議論になりましようから私は打ち切りますが、とにかくこれは近世まれに見る悪税であります。あなたの心に銘記すべきだと私は思ひます。
○藤枝委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております。兩案中、入場税法案並びに入場税法案に対する修正案につきましては、この程度にて質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。
○千葉委員 ただいまの藤枝君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕「異議あり」と呼ぶ者あり
○千葉委員 御異議があるようでありまして、賛成の諸君の御起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○千葉委員 起立多数。よつて入場税並びに同案に対する修正案の質疑はこれにて打ち切ることになりました。引き続き入場税法案及び同法案に対する修正案を一括して討論に付します。討論は通告順によつてこれを許します。反対討論として内藤友明君。
○内藤委員 ただいま議題となつております入場税法案につきまして、私は改進黨を代表いたしまして反対の意見を表示したいと思ひます。
政府の提案理由によりますと、入場税を地方から国へ移しましたのは、税の偏在是正のためだといふのであります。これがただ一つの理由であります。これも一つの考え方でありまして、しかし他面入場税は地方的な、し

かも將來増収の可能性の強いものであります。これを国に移すことは地方財政を輕視するものであるといわなければならぬのであります。委員会の審議の跡を顧みまして、政府当局の説明は、國民を十分納得せしめるに足るものではないかたことを、はなはだ残念に思ふのであります。地域的に偏在しておる税金は、ひとり入場税ばかりではございません。遊興飲食税も事業税もその他の各種税も、みなさうでございます。ことに入場税よりも遊興飲食税の方がもつと偏在しておるということ、政府の事務当局が説明しておるのであります。もし正しい政治を行わんとするならば、何ゆゑその最もはなはだしいものから手をつけないのか。地域的に偏在是正を目的として行わんとする税法の改正ならば、当然最も偏在しておるものをまず考へべきではないかと思ふのであります。是正を最も必要とする遊興飲食税をやらないのは、まことに理解に苦しむところでありまして、聞くところによりますと、政府は当初遊興飲食税も国に移すことに決定したのであります。しかしこれは猛烈な反対を受けて、あえて曲つたこととは知りながら、これを中止せられたのであります。しかもその反対した人々はどうな人々か、あからさまに申すことは、いささか国会の品位を下げますので、ここでは申しません。すなわちかような、言ふことのできない、やわらかな春のような運動によつて政府はころりと降参して、入場税のみが祖上に載せられたのであります。いづぞや春日委員がこの委員会におきまして、このことにつきまして真実を述べたのであります。自由党の諸君から

猛烈な抗議が出まして、速記録は委員長の責任において数行削除したことがあつたのであります。かくて正しい政治はゆがめられております。かかる道筋をたどつて来た入場税法案には、私どもはどうしても賛成できません。自由党の皆さんもともに賛成できなかつたと見えて、与党の立場にあるにかかわらず、税率の修正案を昨日の本委員会に提出せられました。これが今まさに委員会を通過せんといつております。こうもして何とか国民の納得を得ようと努められておるのでありますが、いささかもそのあわれを感じるのであります。しかも与党修正案によりまして、百九十二億の入場税収入が、政府の説明によりまして百四十億に減るのでありますが、私どもは百三十億くらいに減るかと思うのであります。約六十億の収入不足、三〇%の取不足になるのであります。かくも驚くべき修正案を出したものであります。しかも奇怪な千万なことには、かかる膨大な収入減の修正を与党から突きつけられて、いささかも責任を感じていない小笠原国務大臣の政治責任であります。一体政治の責任はどこへなくなつたのでありましょうか。世の中は暗いような感じがするのであります。かかる指導者を行政の責任者にしている日本の八千七百万の国民こそ、不幸の上もないといわなければならぬのであります。

私はいろいろの角度から反対論を申し述べたいと思うのでありますが、もはや申し上げる勇氣はございません。すみやかに責任を感じて正しい政治を行えとの言葉で、入場税法案に反対するものであります。

○千葉委員 次は日本自由党の山村新治郎君。

○山村委員 私は日本自由党を代表いたしまして、本法案の修正案に賛成の意思を述べんとするものでございます。この法案は、昭和二十九年年度予算との関連性を持つところの重要法案でございます。従いまして二十九年度の予算を成立せしめたるところのわが党並びに保守党といつたしましては、これを否認することはとうてい許されないうことであるのであります。すなわち私どもが賛成する第一の論点がここにありるのでございます。

なおまた地方財源の偏在につきましては、すでに改進黨の諸君からも討論があられたごとくでございます。特にこの地方財源の偏在は、この入場税ばかりではないという御議論がございしますが、実際に、試みに浅草の六区に参りまして、映画館に入つていらっしゃる方々はどういう方々がたくさん入つていらっしゃるかと、それはいづれも千葉県なり、茨城県なり、埼玉県なり、地方の方々がたくさん入つておるのでございまして、これを一般遊興飲食税と同一視するということは、いささか私としてはけげんにたえないのでございします。すなわちこういうような偏在いたしております財源を、公平にわかつという意味からいたしまして、これには賛成いたすものであるのであります。

なおまたすでに皆様方御存じのように、この入場税に反対をする業者関係の方々の非常に大きな声のあるのも事実でございますが、これは実際には、この税率が引下げられたことによりまして、今までの行きがかり上は

反対をいたしておりますが、心底におきましては、実際は現在賛成の段階に至つてゐることは間違いないと思つてございします。元來この今の入場税が地方税にあつた方がよいという御議論は、それは地方税にあるために、業者の方々がびし／＼とられないで済むという点に、一つの反対理由があつたことはいない事実だろつと思つてございします。しかし業者の方々といたしまして、公平な正しい徴税によりまして、その正しい徴税に應ずるところのことは、むしろ法治国におけるところの国民の義務であらうと思つてございします。同時にまた見積りの、一応請負的な税を納めておるために、その経営の面におきましても、相当さんな経営がなされておることはいないない事実でございます。もし今度の修正案によりましてこれが国税に移管となりまして把握ができるのでございします。その経営の面からいましていかに健全な経営ができるかということをおもうと、き、実際は、心ある業者は今日では賛成をいたしておると私は思つてございします。

なおまた税収が非常に少くなるではないかという御議論があるようではあります。これはものの経済の道理を知らない議論であると私は言わざるを得ないのであります。特に税率の引下げによりまして入場税が安くなるということとは、それだけ観衆がよけいに入るといふことにも相なるのであります。その点から考えますと、税収が減るといふことではないと思つてございします。

〔発言する者多し〕

○千葉委員 静粛に願います。

○山村委員 また事実問題といたしまして、全国平均の入場税を調べてみても、これはいづれも七十円以下といふことは各委員の認めるところであるのでございします。従いましてこの税率が一割に下つたといふことによりまして、あるいは一割五分に下つたといふことによりまして、大衆の受ける利益が非常に莫大なるものであるといふことを忘れてはならないと思つてございします。口には大衆の味方を叫ぶところの社会党両派の諸君が、大衆の利益になる本法案に反対をされるという論拠は、いささか私として了解に苦しむところでございます。

もつと考えなくてはならぬ点がある。一点あるのであります。それはいわゆる請負的な納税方法であります。がために、何とかして聴衆、観衆をよけいに集めようといふような興行者側の見解で、実際問題として地方におきましては二本建あるいは三本建といふような映画が興行されているのでございします。かりに一本一時間半といつたしますと、三本建といつたしますれば四時間半といふ長い時間が、映画を見るために費されてゐるのでございします。締め切つた映画館の中で四時間半もの長い間映画を見てゐるということは、一休健康上からいつてよろしいかどうかといふことを考えなくてはならないと思つてございします。すなわち的確な数字を把握するといふ意味から行きまして、特に地方財源の偏在を是正するといふ意味から、私どももいたしましてはこの修正案に全面的な賛成の意を表するものでございします。(拍手)

○千葉委員 次は小川豊明君。

○小川(豊)委員 私は日本社会党を代表して、ただいま議題となりました入場税法案に反対の意思を表明するものであります。奇しくも同じ選挙区で相争う山村さんと、ここに入場税問題に對してともに賛否にわかれて議論をしなければならぬというわけでありまして、この敗戦による混乱と苦悩の中から、日本はまず軍国主義、帝國主義を払拭して、民主主義を基調として文化国家、福祉国家の建設に邁進して来たのであります。それに基づいて新憲法も制定されたのであります。誤れる権力主義者の野望から國家と民族を守るために、中央集權的統治を改め、地方分權制度を確立し、その建設に邁進、努力しつゝあるものであります。地方自治の確立はすなわちこの本旨によるものであります。地方自治を確立せんとすれば、これには三つの要素が必要だと存じます。その一点は、知事を公選して、政府の代官的知事を県民の福祉を守る知事に改めることである。第二には、國家權力を擁護するための警察制度を改め、市民の安寧と秩序を守るように改善することである。第三は、地方財政を確立して、でき得る限り中央に依存せぬよう、確定財源を地方に持たせることである。地方自治はこの三本の支柱によつて支えられてゐるのであつて、そのいづれを弱体化せしめても地方自治の繁榮は期待し得ないのみならず、やがては中央集權國家と變貌して、帝國主義國家への悲劇の前提をつくるものと考へるのであります。入場税を地方税より国税に移管し、府県の均衡をはかるという政府の施策に對し、かかる理由

よかつたという大衆の声が起りますように、政府として格段の配意をせられることを希望いたしましたして、賛成をいたす次第であります。（拍手）

○千葉委員長 次に社会党の井上良二君。

○井上委員 私は日本社会党を代表しまして、ただいま議題になりました入場税法案に絶対反対の討論を行いたいと思ひます。

入場税がその対象とするのは、主として一般勤労国民大衆層であります。またわが国の立つております平和的文化国家という立場から考えましても、文化の向上の見地から、入場税のごとくものは禁止すべきが妥当であり、わ

れわれは入場税を廃止すべきことを基本的に考えておるのであります。しかも今回政府は、従来地方税としてありましたこの入場税を、一部地方に偏在をするという理由のもとに国税に移管したというのであります、その九割を地方に還元しようというのであります。入場税を偏在するとして取上げて地方に公正な財源を配分しようと考えて前に、何ゆえに政府はもう少し地方財政の確立を考えないのか。この点が、私どもが

この法案に反対する重要な根拠であります。

御存じの通り、地方の財政支出は年間約一兆円に近いのでありますが、この一兆円の財政支出のうち、確立財源として地方にあります税源はわずかにその三〇％であります。あと七〇％はまことに不確実な、政府の時の財政都合によつて左右されることになつておつて、地方自治を確立擁護し、これをおよそかけ離れた地方財政の現状ではおよそかけ離れた地方財政の現状で

あります。かくのごとき実情において、地方財政を所管します自治庁においては、この地方財政の苦しい現状からして今年地方財政支出を大幅に圧縮せんとしており、そこへ持つて来て在来ありました地方税収に對して本年は大きく増徴を見込んでおる。その上新しく改正法案を出しまして、さらにこの増徴を計画しておる。かくのごとき地方自治は、その堅実な発展を要するべき財政がきわめて不確実、困難な基盤の上に立つておるために、年百年中何万という地方の団体の代表者が、これが財源確保のため自治庁に、大蔵省に押しかけて跡を断たない実情であり、政府はこれを身をもつて経験しておるはずであります。この地方自治確立に關する必要な対策を考えずに、せつかく地方の財源の一つとしてありました入場税を、単に偏在するという美名のもとに国税に取上げてしかもその再配分をする。その再配分の内容たるや、なつてないじやありませんか。現在偏在しておるのは、大抵東京、大阪を中心とする五十億余りであり、しかも一方平衡交付金では五十億を削減して、貧乏府県にプラスしてやるがごとき錯覚を起さして、實際は何ら増額されない現状に置いておいて、しかも今度の改正案によつて、政府みずから説明するところによつても四十七億からの減収になるじやありませんか。同じ吉田内閣のもとにおいて、自治庁の方では六十七億の穴があくといい、一方大蔵省においては四十七億の穴があくと言ふ。一体こんなばらばらなずきんきわまる説明によつてどうしてわれわれがこの法案に賛成することができ

ましよう。まつたくなつていないのであります。しかもわれ／＼がここに非常に納得しかねる点は、この税収減を一般会計から穴埋めすると言ふが、一般会計予算はすでに本院を通過し参議院の審議期間を経過しまして、自然成立して予算は実行に移つておる。その予算の中からこの税収減を穴埋めするということは、一体政府のどこにそういう権限が許されておるか。しかも予算修正もせず、補正予算も出さず、一体どこからその金を持つて来て穴埋めしようというのか。国会の権威と審議権と憲法を無視するものはだししいや。方を政府は計画しておるじやないか。そういうばらばらな話はありません。

この入場税がいかに悪税であり、いかに地方財政の上に大きな影響をもたらしかといふことから猛烈な反対が起りまして、この審議が遅々として進まぬことからして、遂に自由党は、おぼれる者はわれをもつかむといふことを、たつた八名の日本自由党におすがりをして、日本自由党の修正に賛成をした。こういうだらしない、権威のないことで、一体何を考へて国会の審議に臨んでゐるのか。その結論はまつたくなつていない。われ／＼はさうなずきんきわまる本案に絶対賛成するわけには参りません。こうしてすでに昨日地方行政委員会でも多数をもつて、この入場税法案がいかに無謀な法案であるかといふことからして、同じ国会において先議をもつて入場税は地方に残すといふことを決議し、さらにまた入場税と税法案はこれを否決しておるのです。この事実から考へても、いかにこの法案がむちゃくちゃな法案であ

り、實際用をなさない状態になつておるかがわかる。向うでは多数で可決されるのだから、大蔵委員会は与党が多数だから、こゝでやつておいたら、うま／＼行けば本会議で何とかなるかも知れぬと考へやがつて、(笑聲)それで時を争つて、今までの法案は審議せず待つてくれ、何とかもう少しこいつはないしよにしておいてくれ、修正案があるなら修正案を出して早く審議をやろうじやないかと言つても、依然として出さずに、大蔵大臣に聞けば知らぬ存ぜぬ、まるつきり馬耳東風で流しておつたのを、突如として地方行政委員会が入場税関係の法案を審議するや、あわてふためいて、まるで足元から鳥が立つようにこれを持ち込んで来て、多数の力で事をきめようとしておるけれども、これはそれは問題がおろしません。(笑聲)おそろく本会議では地方行政委員会の決議が先議されると思ひます。そうなれば、天は正しい者を助けますから、私は自由党の中にもこれに對しては相当反対する人もおりますので、必ずこの地方行政委員会の先議案が可決されると思ふ。そうなれば、こゝでこの案を可決しても一事不再議で廃案になつてしまつて、あなた方のせつかくの努力は水泡に帰して、自由党は天下に大恥をさらすといふことを明確にいたしました。私は遺憾ながらこの法案に賛成できないといふことを明らかにして、討論を終ります。○千葉委員長 これにて討論は終局いたしました。

〔賛成者起立〕
○千葉委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。
次に、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○千葉委員長 起立多数。よつて本案は大平正芳君外十三名提出の修正案のごとく修正議決いたしました。
この際お諮りいたします。本日議決いたしました法案に關する委員会報告書の作成提出等の手續につきましては、委員長に御一任を願つておきたいと存じますが、これに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○千葉委員長 御異議なしと認めます。よつて委員長に御一任をいたいたしたものと決しました。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時四十二分散会
〔参照〕
入場税法案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年四月十三日印刷

昭和二十九年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局